

日時 令和3年6月14日（月）

場所 特許庁庁舎9階 庁議室

産業構造審議会知的財産分科会

第2回財政点検小委員会

議事録

特 許 庁
目 次

1. 開 会	1
1. 特許特会の財政運営について	2
1. 自由討議	9
1. 閉 会	31

開 会

○清水総務課長 それでは定刻になりましたので、ただいまから産業構造審議会知的財産分科会第2回財政点検小委員会を開会いたします。

本日は御多忙の中、御出席を賜りましてありがとうございます。

本日の議事進行につきましては、小林委員長にお願いしたいと思います。

それでは小林委員長、どうぞよろしくお願ひいたします。

○小林委員長 ありがとうございます。本日は「特許特会の財政運営について」という議題について御審議いただければと思います。

それでは議題に移る前に、事務局から委員の出欠状況及び定足数等について御説明をお願いいたします。

○清水総務課長 御説明申し上げます。

本日はオンラインを通じてという先生もいらっしゃいますけれども、議決権を有する7名の委員全員の方に御出席をいただいておりますので、産業構造審議会令第9条に基づき、小委員会は成立となります。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。座席表、議事次第、タブレットの使い方についてはお手元に紙で配付をさせていただきました。委員名簿、資料1、資料2、資料3、資料4及び第1回財政点検小委員会の資料につきましてはお手元のタブレットで御覧いただければと思います。タブレットの使い方についてお困りになった場合には、お席で手を挙げていただくなどして合図をいただければ担当の者が対応いたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

議事の公開については前回同様、本小委員会では新型コロナウイルス対応、サーバー負荷軽減等のために、一般傍聴及びプレスへのリアルタイムでの公開は行っておりませんが、会議後に議事録を特許庁のホームページにおいて公開をいたします。今回も委員の皆様方に後日、内容を御確認いただきたいと存じますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

また、本日は日本弁理士会の市川ルミ副会長、日本知的財産協会の戸田裕二参与、日本経済団体連合会知的財産委員会の萩原恒昭企画部会長代行、日本商工会議所の清水力産業

政策第一部副部長にオブザーバーとして御参加をいただいております。

また、委託調査を実施しているあずさ監査法人からパートナー・小松野様、シニアマネージャー・上森様にも御参加をいただいております。あずさ監査法人には特許特別会計の分析等を委託しておりまして、技術的事項に関して、必要に応じて事務局に代わって説明をお願いする場合がございます。

以上でございます。

○小林委員長 ありがとうございます。

特許特会の財政運営について

○小林委員長 それでは、議事に入ります。

本日の議題について、事務局からの説明をお願いいたします。

○齋藤総務課企画調査官 ありがとうございます。それでは、資料1を御覧ください。前方のスクリーンにも示しています。資料1冒頭では、前回御指摘いただきました点についてまとめています。

4ページについて、前回、「固定費と変動費をしっかりと把握して、業務の物量単位でコストが見える化してはどうか」という御指摘をいただきました。

そこで、審査処理件数次第で費用が増減する費用項目を変動費、審査処理件数に関係なく発生する費用を固定費という考え方をベースにしまして、それぞれ選定しました。先行技術文献調査外注費と分類付与費を変動費として扱っています。これは審査審判関係経費の約7割、全体の2割強でございます。

5ページでは、固定費について列挙していますが、例えば、人件費や情報システム経費などは、処理件数に関係なく発生する費用として固定費とさせていただいています。

6ページ、特許庁における物量単位と申しますと1件1件の手続ごととなりますが、その収支の比較をまず、特許について示しています。縦軸には金額、すなわち、歳入については1件ごとの料金、歳出については1件当たりのコストです。横軸は件数。したがって、面積は各手続ごとの歳出入の規模を示しています。

御覧いただきますと、水色の審査請求に関しましては歳入を上回る歳出が発生しています。また、緑色の登録年金に関しましては歳入が歳出を上回っておりまして、権利化後の費用で全体の収支がバランスされているといった状況が御覧いただけます。

また、変動費につきましては手続ごとの料金でおおむね賄われています。

7ページは商標についてです。商標につきましても同様で、権利化後の費用で全体の収支がバランスされており、また変動費については手続ごとの料金で賄われています。

8ページはPCTですが、まずオレンジ色の部分の国際調査手数料に関しましては、歳入を大きく上回る歳出がかかっています。変動費としましては、手続ごとの料金で賄われています。

9ページは、前回、中小減免制度について、その政策効果も含めて御質問をいただきました。中小減免の対象としましては審査請求料の減免、特許料1年目から10年目、それからPCT手数料の減免です。2019年に減免制度を拡大したことに伴いまして、歳入への影響が、それまでの20億円程度から41億円程度に伸びています。政策効果としましては、全特許出願件数に占める中小企業の割合は13.9から16.1%に向上しているといった効果がございます。

10ページは、その減免の利用状況についてまとめておりますが、減免申請を行ったトップ20を挙げています。サービス用機械器具製造業が多くございまして、また、トップ20のうちで上位の企業は大企業並みの審査請求となっているという実態を踏まえまして、今後適正化を行っていくこととしております。

11ページは、前回、電子出願受付バックアップセンターにつきまして御質問いただきました。大規模災害などによりまして、特許庁庁舎の受付システムが利用できなくなった場合の代替手段として、首都からの遠隔地において稼働したというものですが、その後、本庁舎のシステムメンテナンス期間（毎週日曜0～9時）にもオンライン手続を可能にしました。

そのメンテナンス期間における利用者数は週20件程度でございまして、維持管理にかかる費用5億円に比べますと費用対効果は乏しい状況です。郵送や窓口持ち込みによる出願も可能であるほか、オンライン手続ができない場合の代替手段は（※）に書いてございますが、そのように存在しております。

廃止に伴いまして、日曜日にオンライン手続を行う場合には9時以降に出願するよう周知を行う予定であります。大規模災害時には、この代替手段を利用する場合の要件を緩和させていただくとともに、むしろ血の通ったサービスという点で、地方局に設置する特別受付窓口で出願を可能とする方針で検討を行っています。

12ページについて、前回の資料においてシステム経費について削減する取組みを御紹介

させていただきました。さらなる削減として、12ページに挙げたようなものが一応考えられるわけですが、基本問題小委でも御紹介させていただきましたところ、著しい悪影響が生じると見込まれるために、原則削減を行わないこととしています。

13ページ以降は3ページにわたって、前回と同じ資料をシステム開発の関係で挙げています。前回の御議論を振り返りますと、特許庁自身の発注者能力を高める取組み、それから外部有識者による監査の仕組みをしっかりと実施し、コスト削減の努力を継続していく。また他方で、必要な機能までは削減しないという議論であったと理解しています。

16ページは先行技術文献調査の外注に関するものでございまして、こちらも前回と同じ資料を3ページにわたって示しています。前回のご議論を振り返りますと、品質向上の工夫をしながら価格競争を導入して、コスト削減を行っているといった御議論であったと理解しています。

20ページ以降、歳入確保の必要性です。冒頭部分、それから枠内は前回の資料と同様でして、歳出削減によって定常経費が現行料金体系下での歳入を下回ったとしても、安定した財政運営のためには、①将来必要となる投資経費や、②災害等不測の事態に備えたバッファの両方を勘案した剰余金の確保が必要という考え方を示しております。

①の投資経費に関しましては、システム刷新には、現行刷新分として、2026年度までの597億円、次期刷新の1275億円、庁舎改修としては190億円、それら合計2000億円を2030年代半ばまでに必要と見込まれると書かせていただいています。

また、災害等不測の事態に対応するリスクバッファとしましては、次のページにおいて諸外国の例を示しておりますが、それらを参考に、仮に3カ月程度歳入が無くとも、業務継続が可能な水準として400億円程度とさせていただきます。

前回、投資経費のために年間150億円程度を確保する必要ありということをお説明させていただきましたところ、どういう時間軸で帳尻を合わせていくのかといった御質問、御示唆をいただきました。そこで、歳入に関する高位、中位、低位、それぞれの歳入シナリオにおいて剰余金がどのように推移していくのかということ、今回シミュレーションの中で深掘りしています。

22ページには、歳出の関係でのシミュレーションの前提をまとめております。直近の予算執行率をベースにしまして、2021年度の決算想定額を発射台として推計しています。

投資経費につきましては、現行システム刷新と現行庁舎改修とを、現在の計画に従って2026年度まで計上しています。

次期システム刷新につきましては2027年度以降、2030年代半ばまでに1275億円程度必要ということですが、計画は具体化しておらず、特会法との関係でも剰余金として積み立てております。

また、次期庁舎改修につきましても、2030年代半ばまでに確保する195億円を年数割りして積み立てております。

定常経費としましてはインフレ率と、また適宜、シナリオごとの件数の変化率で変動していくもの。また、歳出削減努力も反映しております。

採用するインフレ率につきましては、成長実現ケースのインフレ率大のケースAの場合と、ベースラインケースのインフレ率小のケースBの場合の2通りを実施しています。

23ページは、歳入関係のシミュレーションの前提をまとめています。

前回もこの後の24ページや25ページを使用しまして御説明させていただきましたが、コロナ前のトレンドを算出して、そこからコロナ後の影響からの回復度合いなどによりまして、高位、中位、低位といったシナリオを設定しております。

料金改定による増収分として、2022年度以降、毎年150億円と想定しております。

最後のところでございますが、印紙予納制度の変更に伴う手数料分の歳入増も反映しています。

24、25ページは先ほど申しましたように、前回と同様の資料でございます。

26ページは、シミュレーション外の主な変動要因としまして、剰余金にプラスの要因としましては中小減免制度を適正化していくこととしておりますが、その分。また、請求項記載の適正化による歳入増の可能性。

それから低位シナリオを前提として150億円程度増収となるような値上げをした場合、中位や高位の場合には増収効果ありという点です。

剰余金にマイナスの要因としましては、いわゆる料金弾力性といったもので後ほど御説明申し上げます。加えて、インフレの加速や予定外の経費の増でございます。

以上を前提としまして、剰余金の推移を低位、中位、高位、それぞれのシナリオで、年間150億円の増収をした場合の棒グラフを示してございます。すみません、見やすさの観点から、29ページの高位シナリオから御説明させていただきます。

一番右側ですが、2036年度に次期庁舎改修積立て分として195億円、次期システム刷新分としまして1275億円とで合計1400億円。また、投資経費としましては、現行の既に計画されている分の左側点線内の計600億円と先ほどの1400億円と合わせて2000億円、これらを

積み立てたととしても、緑色で記載しておりますように、リスクバッファとしての剰余金は400億円超が安定的に確保できているといった状況です。

青の部分の次期システム刷新積立分につきましては、実際には今後、計画が具体化される段階で支出され得る想定です。

戻っていただきまして27ページです。右の方を御覧いただきますと、同様に2036年度に次期庁舎改修分と次期システム刷新分を1400億円積み立てたとしますと、全体としてはリスクバッファとしての剰余金はマイナスになっています。剰余金全体の額としましては赤の字で書かせていただいておりますが、現在計画されている投資を2026年度まで行っても、2027年度まで400億円程度の剰余金が当面確保されるところでございます。

以上をまとめているのが30ページであります。高位、中位、低位といった出願件数の変動と物価上昇率によって、剰余金の試算額には相当な幅が見込まれています。

したがって、低位シナリオでも年間150億円程度の増収となる値上げによって、現行計画されている投資を行っても400億円程度の剰余金が当面確保できるようにする。それを前提として、2030年代半ばまでに必要な投資経費（2000億円から現行計画分600億円を引いた1400億円程度）が確保できるか、推移を見ることとしてはどうかとまとめさせていただいております。

その上で、高位、中位、低位といったシナリオは、年を経るにつれて差が大きくなっていくものですから、毎年状況をしっかり見きわめて、適切なタイミングで料金改定等を含む必要な対応をとるべきと書かせていただいております。

31ページ以降の今後の料金体系に向けまして、32ページで現行の料金をまとめております。今般の法改正によりまして法律で、32ページの右の欄の法定上限のように上限が定められ、具体的な金額は今後政令で定めることとなります。

33ページはまずは特許料につきまして、その設定の考え方を書いてございます。特許料につきましては、全体として特許行政にかかる総経費を支弁する水準に設定するというものでございまして、特許権から多くの利益が出るであろう10-20年目の後年度に向けて、初期の1-3年目から累進的に高くなっていくと。そのような累進制を政策的に採用しております。

具体的な累進率につきましては34ページを御覧いただきますと、平成16年の改正時に審査請求料を倍額とすることに合わせて、特許料の1-9年目を引き下げました。それ以降、累進率につきましては、ほぼこの約3倍とされています。

35ページは、現行の特許料を海外の料金と比較しています。特に1～6年目は欧米のみならず中韓よりも低額、後年度も欧米、中国よりも低額でございます。

36ページ以降ですが、料金弾力性に関しまして、前回御質問いただきました。その際に少しご説明申し上げたんですけれども、料金変遷と件数の推移について今回まとめてございます。

まず、37ページの特許出願・審査請求に関してでございます。2004年に審査請求料を値上げしたわけですが、その後、出願・請求件数は減少しています。こういった値上げの影響とも判断されるわけですが、その際にあわせて出願や請求厳選の取り組みも行っていて、それとの差別化は困難な状況です。

38ページは特許登録・年金の関係でして、2010～15年の1～3年目の特許の山、水色の部分は料金減額の効果というよりは、審査請求期間短縮の影響で、2004～2008年に審査請求が増加した影響であると推測されます。

41ページはPCTですが、一度値上げが行われているものの、ほとんど件数に影響ないといった状況です。

以上のように、我が国において料金と件数の増加の関係は見えづらいところがございますが、42ページにおいて諸外国の知財庁での調査をまとめております。米国では料金弾力性に関する報告書を開示しています。いずれの料金を改定した場合においても非弾力的とされています。

43ページにその意味を書いています。利害関係者は料金の変更に比較的敏感ではないということでございまして、弾性値として、分母に料金の変化率、分子に件数の変化率というパラメータを導入しています。こちらは例えば料金を10%値上げした場合に、件数が1%減るであろうという場合にはマイナス0.1となりますが、維持料金の特許料の弾力性の表を御覧いただきますと、おおむねマイナス0.1やマイナス0.11といった値です。

44ページは、我が国における知財活動調査を基に試算した結果を記載しています。知財活動費をA、特許庁へお支払いいただく金額をB、12%値上げした場合の費用増をCとさせていただきますけれども、Cを知財活動費Aで割ると1.4%ということで、知財活動費が変わらないと仮定した場合に12%の値上げをさせていただくと、特許庁に対する手続が約1.4%程度減少、すなわち件数の減少をおよそ1.4%と見積もることができます。弾性値を43ページの米国特許庁での弾性値の式に当てはめると、-0.12となりまして、「ただし」として記載していますが、アンケート調査によれば3割の企業が予算増で対応すると

のご回答ですし、そういったご回答も踏まえたととりわけ、日本における知財活動調査の結果と、アメリカにおける調査の開示資料は近似していると考えられます。

以上、44ページは全体ですが、45ページは大企業に限ったもの、46ページは中小企業に限ったものでございます。

47ページ以降は、料金設定に関する論点をまとめています。

48ページは特許権に関する収支の比較でございまして、2014年度以降、歳出が歳入を上回る傾向が続いており、それが全体の収支にも大きく影響していると。

49ページ、商標権に関しましては黒字の状態が続いていますが、黒字の幅が縮小しています。

50ページ、PCT に関してです。近年の PCT の出願増を受けて、赤字の幅が大幅に拡大しています。料金で実費の3割程度しかカバーできていないといった状況です。

51ページは企業ヒアリングの結果をまとめておりますが、特許料につきまして、前半年次を上げたほうが良いという御意見、後半年次を上げたほうが良いという御意見、業界の特性によりさまざまですが、全体としましてはどこか大きく上げるよりも、どの年次も同程度に上げるほうが不公平感がないといった御意見が多数でございます。

52ページ、商標の登録料・更新料についてですが、料金改定の影響は小さいという意見が多数でございます。

53ページ、PCT につきましては、料金にかかわらず PCT にメリットがある。必要なものを出願することは変わらない、判断の時間を稼ぐことはメリットである。また、権利化を含めたトータルの金額を見るといった御意見が多数でございます。

54ページに料金設定に関する論点をまとめております。まず、特許料については、累進率の考え方について。加えて、51ページの意見にもございましたし、また58ページのとおり、分野ごとに特許権の現存率の推移は異なることからしますと、特許料につきましては全般的に引き上げるのが、公平に資するののかといった観点でございます。

それから、PCT 手数料に関してでございます。こちらはコストも約3割しかカバーできていない現状がまずありますし、59ページ以降にまとめておりますけれども、PCT のルートとしましては、国内の基礎出願があって、それで国内での権利を求めていく場合。それから、国内の基礎出願はあるものの PCT 出願を経由して、PCT 出願を国内移行して権利化を図っていくというもの。最後に直接 PCT で出願して、その後国内に移行していくものといったパターンがあるわけですが、60ページを御覧いただきますと、国内出願を優先権主

張の基礎とせず、さらに日本国にも国内移行していないものについては非常に少ない数でございしますので、PCT の料金が改定されたとしても、それに伴って国内移行に関する料金等も変更していかないと、何か不平等などが生じてしまうということはないと、理解しています。

54ページに戻っていただきまして商標の登録料の関係ですが、商標につきましては黒字であるものの、その幅は縮小しておりますし、また歳入全体に占める商標の割合も11%にのぼると。それから、審査の迅速化やユーザーサービスの向上といった政策的観点も考えられますところ、投資経費やリスクバッファ確保のために、商標からも相応の歳入を捻出することが収支相償に合致するかという点でございします。

資料1につきましては最後に62ページでまとめておりますが、第1回で御意見いただきました料金弾力性や特許権の経済的価値といった部分につきましては、引き続き料金改定前後の動向をしっかり分析して、フォローアップしてまいりたいと考えております。

資料2、情報開示についてでございしますが、4ページに現状をまとめております。

7ページ以降には諸外国における開示の状況をまとめておりますが、こういったものなどを参照しながら、12ページ以降のダッシュボードのような形で見えやすさを追求する。12ページは剰余金のトレンドについて、13ページは剰余金の予実の比較、14ページは件数の変動、15ページは各法律ごとの収支の比較をまとめております。

第3回の小委員会に向けて、今回の御議論全体を踏まえて、よりブラッシュアップしながら準備しまして、また改めまして御相談させていただければと考えてございします。

資料3は参考資料です。資料4に御議論いただきたいことをまとめています。情報開示につきましても、今回お気づきの点等が現時点でございましたら、御意見頂戴できれば幸いです。

以上、資料の御説明とさせていただきます。ありがとうございます。

○小林委員長 ありがとうございます。

自由討議

○小林委員長 それでは自由討議に移りたいと思います。資料4の御議論いただきたいことにまとめた各論点について、御意見をお願いできればと思いますけれども、庁議室にいらっしゃいます委員の方は御発言の際は挙手いただくようお願いいたします。オンライ

ンで御出席の委員につきましては、チャットに発言希望の旨を御記入ください。書き込みを見て御指名いたしますので、御発言いただく際にはマイクとカメラをオンにしてくださいようお願いいたします。オブザーバーの皆様も、御発言の際は同様にさせていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

それでは最初に論点の料金体系につきまして、(1)と(2)について御意見をいただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

私のほうから2点質問させていただいてよろしいでしょうか。委員の皆様の御意見が出る前にちょっと伺っておきたいと思います。

変動費と固定費に分けていただきましてありがとうございました。梶川委員の御意見のとおりですが、固定費の部分、オーバーヘッドにかかるようなものを各手続などに配賦していくという考え方をとっていかなければいけないと思うのですが、その点について何か参考になるようなことがありましたら一つ教えていただきたいと。

もう一つは、特許料の累進率の話ですが、いろいろ特許権の経済的価値にもかかわって、各技術分野での現存率を大分類別にお示しいただいたところ、その部分をどういうふうに料金体系に反映していくのかといったことで、各技術分野はどのくらいに分類するのかというのは非常に難しい問題かと思っております。

これら2点につきましてお答えいただければと思うのですが、事務局のほうですかね。
○齋藤総務課企画調査官 1点目の配賦の基準について、前回第1回の参考資料2の冒頭1ページ目で配賦の考え方をまとめております。例えば、特許審査を扱っている部署に在籍している審査官の人件費は、特許の審査に割りつけていくといったことです。そういった形で、関係する権利に直接割り振れる部分については、そのような形で費用を直接配賦しています。これがパターン①で約6割程度です。

続いて、審査部ではない、例えば総務部や秘書課といったところの人件費につきましては、そういった形で直接的に分けられないものの全体としては、特許や商標の料金に配賦していかなければいけないわけで、そこはパターン①で得られたときの割合、特許対商標対意匠といった形で、その比で案分して分けています。これがパターン②です。

また、パターン③としましては、情報システム経費に関しましては、それぞれの部署の人数比で費用を案分しています。

最後にパターン④としまして、政策関係の経費につきましては、例えば中小企業支援としても、分けられる部分、例えば商標のためのということであれば商標のほうに配賦しま

すし、必ずしもそうでない、分けられない部分についてはそれぞれ特許、意匠、商標の登録件数に応じて配賦しています。

それから現存率についてですが、資料1の58ページを御覧いただきますと、現時点で4分類、一般、機械、化学、情報といった分類をしています。これは特許審査部で言うところの一部、二部、三部、四部なわけですけれども、例えば化学の中でも医薬品等により細分化して取得できればと考えたのですが、技術分野の組み換えなどが起こっていて、現時点でなかなかはっきりとはとれていません。技術分野の指定の仕方を工夫したりしながら、この辺はもうちょっと深掘りしていきたいと考えてございます。

また、例えば、7年目から9年目あたりを御覧いただきますと、情報分野とその他の分野、数値で見ると大分違っているところがございまして、それと今回の資料の51ページの特許料のどの部分を上げたほうがよいかといった御意見は、リンクしていると思っています。具体的には、前半年次を上げたほうがよいといった御意見や、後半年次を上げたほうがよいといった御意見等業界の特性によって様々であること、更には58ページのグラフを見ますと、特定の年代に特化して料金を改定するよりは、全般的に引き上げたほうが不公平感はないのかといった観点で御議論いただければ幸いです。

事務局からは以上でございます。

○小林委員長 ありがとうございます。今の論点に限らず、委員の皆様方から御意見をいただきたいと思えます。いかがでしょうか。

長岡委員、どうぞ。

○長岡委員 ありがとうございます。今の2つの議題について、論点を4点にまとめて意見を申し上げたいと思えます。

1つは最初の基本的なシナリオです。現状はバッファ400億円が確保できなくなっているという状況ですので、プライオリティーは400億円に早く回復して、それを維持していくということにあると思えます。システムの更新投資も続きますので、その費用も追加収入で賄うために、年間150億円ぐらいの増収が必要となっていると理解しました。

その後の長期的な投資等はそのときの状況等もありますので、つまりハイシナリオかローシナリオかといったこともありますので、現時点でコミットする必要はないし、料金の再改定も当然シナリオとして考えていくという形になっていますので、私は料金体系についての最初の論点に記載されている考え方で良いと思っております。それが1点目です。

2点目は特許料で、最初のほうを値上げをしたほうがいいのか、後のほうがいいのかという

ことですが、最初に考慮すべきは弾力性の問題です。弾力性が高いサービスの料金を上げてしまいますと活動が萎縮してしまう危険性があります。基本的には弾力性が各段階で大きく変わらないとしますと、偏らずに比例的に上げるというのが一つのガイドになると思います。

経済学でラムゼイ価格というのがあり、固定費用を回収するために、限界費用(特許の場合、出願と審査に必要な費用)を基準として、価格弾力性の逆数に応じて、料金を全体的にバランス良く上げていくという経済学的な考え方とも、整合していると思います。

追加的に考慮しないといけないこととして、事前のインセンティブがあります。良い発明(進歩性が高く社会的に波及効果の大きい発明)をした人が報われるようにするというのが重要だと思いますが、良い発明は長く維持されることで報われる傾向にあり、長期保有の料金を高めると、このような発明にブレーキをかける面もある。ただ、発明は運、不運にも影響されるのでなかなか難しいところではあると思いますけれども、長期間維持されているものは発明の段階でリスクをとっており、良い発明である可能性が高く、そこだけ上げるのは問題があると思います。

こうした点も考えながら、全般的に上げていくのが妥当だと思います。理想的に言うところの一般的な指針に加えて、様々な要素を考えて技術別、あるいは業種別に料金を設定するというのも理論的にはあり得ると思いますが、実際上は不可能に近いと思います。業種ニュートラル、テクノロジーニュートラルで考えたほうが実践的で、結果的に歪みも少なくなるのかなと思っています。

次に PCT の料金です。審査の person 費を固定費として把握し、検索外注費用だけを変動費として把握することが、実際上適切ではないことが、PCT 料金の事例で非常に明らかです。PCT の場合は審査の質が特に重要であるということで審査官がサーチも担当しておられると理解しておりますが、その結果、PCT では変動費用は小さいという試算となっています。しかし、その結果として(審査官不足に対応して)、検索外注をほかの分野では増やさなければいけないので、それを考慮しますと、審査費用全体を変動費と把握するのが正しいと思います。

そのように考えますと、PCT は既存の国内の審査と比べて、実際上はよりコストがかかっているにもかかわらず料金が大幅に低い結果となっています。したがって、本来の変動費用(回収すべき限界費用)に合わせて、料金を高めることが合理的で、それは恐らく予算面でもかなり貢献するのではないかなと思います。

最後に商標登録料・更新料です。商標は登録料金、特に更新料が低いと思います。自分の商品のブランドを10年後に維持したくない企業はほとんどいないと考えられますので、需要の価格弾力性という観点から見ると、更新料は値上げをしても問題は余り無いと思います。加えて産業界の方からお話を伺うと、不正に商標を維持されている可能性もあるということです。更新料を値上げされるというのは、商標権の混雑解消という政策的な面でも非常に意味があるのではないかなと思います。なお更新料と登録料は同じにする必要はないと思います。

すみません、ちょっと長くなりましたが、以上4点です。

○小林委員長 ありがとうございます。

今、長岡委員からいろいろ重要な論点を提示していただきましたが、どこからでも構いませんので、どうぞ委員の皆様方。

亀坂委員、どうぞ。

○亀坂委員 まず、スライドの30ページにまとめていただいているところからですが、まずは借り入れができないということもあって、たとえ低位シナリオであっても、現行計画されている投資を行っても400億円程度の剰余金を当面確保できるようにすると。その上で2030年代半ばまでに必要な投資経費を確保できるか推移を見ると。これは御提案をいただいている形になっていると思うのですが、そういった方針で料金設定されることに、私もこの方針に賛成です。

ちょっと重複したことを言うようですが、借り入れできないので当面は400億円を確保するというのを優先したほうがいいのかという印象を持っているのと、21ページにまとめていただいている諸外国の知財庁における剰余金も拝見すると、3カ月分の必要経費を確保するところもあれば、10カ月分確保する方針のところもあるようです。日本はそれこそ首都直下型地震とか、あるいはどこでどんな災害が起きるか、南海トラフでも何でもわからないような災害大国ですので、早めに最低限の分は確保するという事で賛成です。

51ページの議論に関しては、私はそもそも個別具体的な業界の状況はあまり把握できていないのですが、理論的に言っても価格弾力性をこれだけ調べていただいて、それほど価格弾力性が大きくないという分析結果を見る限りは、確かになるべく全体的に、少し様子を見ながら価格を上げて改定していくというか、以前の水準に戻していくという方針にも賛成です。

あまり大きく変え過ぎてしまうと、例えば前半年次を上げたほうがいいのか、後半年次を上げたほうがいいのかといった大きな変化を一遍に今、導入、採用しようとする、その効果が見にくくなってしまふような気がするんですね。予算を立てる側からしても、ひょっとしたら予算を立てにくくなる面があるかもしれないと思うので、大幅に今の料金体系を改定するのは、少し慎重に考えたほうがいいのかと思います。

以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。料金体系についてはそれほど考え方を大幅に変えずにということかと思ひます。また、先ほど長岡委員から挙げたラムゼイ価格等の考え方から特許料を全体的に上げるとか、あるいはPCTに関してはコストリカバリーが全然できていませんので、その部分を考へていくことも重要なのかなと思ひます。

ほかに御意見いかがでしょうか。

梶川委員、どうぞ。

○梶川委員 前回、御質問させていただいたところも非常に丁寧に今回教えていただきまして、またシミュレーションなどを見せていただいて、非常によく理解できました。私の意見としては、今まで長岡委員が特におっしゃられたこととほぼ重複するところがございますが、今回の値上げというのは大筋の方向で結構なのではないかと、まさに思ひます。

ただ、低位シナリオも含めて150億円という数字が、逆に言うところでは非常に控えめなのかなという気も若干するところもございまして、全体の歳入の規模からすれば、そんなに控えめではないよねというところから、この数字が出てこられたのかなという気はするんですけども。

もちろん低位、中位、どこに行くかということとはわからないですが、仮に高位のシナリオだとしても、投資計画の中のシステム投資が所要のものが2030年半ばですよ。今から見ると十数年先のところで充足するというのは、システム機器などの技術的な進展などを考へた場合に、本当にここでいいのかどうかというのは、また考へられる余地も本当はあるのかなというか、私などが今、一番思ふのは、パブリックサービスがいかに国民に対して効果的、有効なサービス提供がおできになるかということがすごく大きい。もちろん効率的というか、コストは最小限でということですが、今回見せていただいているように、価格弾力性などがそんなに高くないという意味で言えば、むしろユーザーニーズとして利便性が上昇するということが、企業さんにとっても実は一番有益なことなのではないかなと。

そういう意味で考えると、システム更新が一定の利便性が確保できるような最新システムであれば、もっと役に立つ可能性もないではないと思うので、その分のバッファを、設備投資サイドでも一定の革新力を持った投資計画を考えると、150億円という低位シナリオでかろうじて確保できますということもあるのですが、仮にそれが高位に流れたときでも、設備投資をさらなる付加的な更新をしていけばみたいなことも考えられますし。

リスクバッファは低位シナリオで見るとギリギリな感じなんですよ。もちろん、150億円の御提案は全く賛成です。ただ、もし可能であれば、それ以上とする余地も考えられないことはないのかなという気がいたしました。それはもちろん財政の事情があるので、私が軽々に言うような話ではなかったのですが、ちょっと感じたところでございます。

それから種目別のお話では、まさに委員長がおっしゃられたPCTのコストもカバーできていない。私の変動費等の分析をお聞きしたときは、先ほど委員長が言われたように、固定費と言われている内部人件費のところの、やればやるほど赤字になるよねみたいな話だけは最低限プライシングとしては、どんな経済行為でもやめたほうがいいかなというところもあるものですから。

先ほどの比率で見ると、もし、人件費をきれいに確保して行って、ちょっとプラスアルファを入れると、やればやるほどというところもないではないかなという気がいたしましたので、そこは種目別に割り振るときなどに少し御考慮いただいて、特にプライシングに関してはですね。これも長岡委員の言われたことと同じなんですけれども。

あとの全体のバランスは、特に何年度というお話は、ユーザーサイドもそういうほうが安定性があると思われておられるのであれば、そのほうがよろしいのではないかなという気がいたします。

以上、ほとんど重複していて恐縮ですけれども。

○小林委員長 ありがとうございます。いろいろ論点が絞られてきていると思いますが、ほかにはいかがでしょうか。

滝澤委員、どうぞ。

○滝澤委員 いろいろとお調べいただきましてありがとうございます。今回資料を拝見して、値上げに関する合理的な理由づけがそろってきたのではないかなと思います。

例えば、6ページや7ページに1件当たりのコストと歳入歳出をお示しいただきましたが、こういうのを見ても乖離がありますし、1点質問ですが7ページの商標で、歳入が20,600円で、歳出で56,315円ということで、単純に特許と比較することはできないですが、

歳入と歳出の単位当たりコストが商標の場合の3倍弱になって、少し高いかなというイメージがしたのですが、もし、何か理由があれば教えていただければと思います。審査は恐らく特許よりは費用がかからないのかなと素人ながらと思いますが、その点が1点です。

こうしたこともありますから、特許及び商標ですかね、先ほども御説明いただきましたけれども、商標は11%を占めておりますので、財政状況を改善するためには値上げが必要だと思いますし、それから国際的に見ても値上げしてもおかしくない材料がありますし、値上げによる弾力性、弾性値も調べていただいて、それを拝見すると1より小さいので、それによる特許やいろいろなもの出願件数の減少は、それほど心配する必要はないのかなと思いました。

私からは以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。

それでは今の御質問について、事務局でよろしいですか。お願いいたします。

○齋藤総務課企画調査官 御質問いただきましてありがとうございます。商標につきましては特許の方と若干権利化までのプロセスが違うという観点と、御指摘のように歳入に比べて何倍かの歳出がかかっている状況ではありますが、額自体としましては56,000円程度でございまして、特許のほうと比べますとそこは若干規模感が異なっています。権利化後の歳入出も含めて、商標の手続全体として収支がバランスするようになっているところであります。

商標につきましては49ページにも収支の比較の推移を掲げていますが、例えば2012年には、歳入が歳出の2倍程度ありましたが、その黒字幅が縮小しています。

商標課長のほうからもし何かございましたら、補足いただければと思います。

○高野商標課長 商標課長の高野でございます。御質問ありがとうございます。

詳しいところは私も承知はしていませんのですが、商標と特許の権利化までのプロセスで一番違うところは審査請求の有無ですので、商標においては、出願料で出願時の歳出と審査時の歳出も賄っているところが、特許と大きく違っております。確かに商標の方が歳入に対する歳出の割合が若干高くなっていますが、特許における審査請求の歳入、歳出まで考慮すると、それなりに近づいてくるのかなと思っております。

以上でございます。

○小林委員長 ありがとうございます。

○滝澤委員 もう1点だけコメントですが、これは基本的に名目値で示されていますよね。

ですので、例えば基準年をいつにするかですが、例えば2011年とか2016年とか改定する前のところから、どれくらいマクロで物価が累積で上がって、そうすると実質で見るといくらの負担になるというふうにしたほうが、額面で見ると15%の値上げで、そのうち5%はインフレ分ですという表記のほうが、モデレートになるのかなといつも考えていました。

以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。400億円については異論がないということでございますけれども、基本的な考え方は亀坂委員、長岡委員もおっしゃっているとおり、基本的には大幅な変更はなく、従来の考え方を維持していくということですね。あとはコストリカバリーの問題ですよね。人件費等をどういうふうに配分していくかといったところがポイントになるのかなと思います。今、滝澤委員がおっしゃっていたように、名目値ではなく実質値でデータも示していただけると考え方の参考になると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかにいかがでしょうか。

長岡委員、どうぞ。

○長岡委員 最初のシナリオに関連しますが、私は最初、庁舎の建て直しとか、次期のシステム開発にはかなり集中的投資が必要で、それに対応した積み立ても必要かなと思っていたのですが、今回のシナリオを見ると、どちらもかなり延べ払的に支出する考え方になっています。それは収入見込みに合わせてそうなったのか、それとも最適なシステム開発や庁舎の更新の考え方でそれでいいのかというのが、伺いたい点です。

システムの開発は、もしかしてモジュール化等にして時間をかけてやってもいいのかもしれないませんが、特に庁舎ということになると、まとめて投資する必要があるのではないかなという感じをもっています。

○小林委員長 ありがとうございます。重要な御指摘だと思います。

事務局でよろしいですか。

○齋藤総務課企画調査官 御質問いただきましてありがとうございます。資料1の20ページを御覧いただきますと庁舎改修につきまして、現行計画のものはそのまま金額を記載していますし、将来のものにつきましてはおおむね30年サイクルであるということで、次期の大規模改修が必要となるのは2050年代に向けて、現行の庁舎改修と同額……

○長岡委員 ためておけばいいということですね。

○齋藤総務課企画調査官 はい。現行の庁舎改修で要している584億円と同規模の支出が

2050年代に必要なだとして、2030年代半ばまでにどれぐらい必要かという、単純に年数割りすると190億円程度です。この額を支出するという計画が、現状において具体化しているわけではありません。

システムにつきましては、例えば29ページの高位のシナリオを御覧いただきましても、次期刷新計画が始まり得るタイミングとしては、2027年度あたりだとして、2036年度に向けて積み上げていくということで試算をさせていただいて、この間、2027年度以降において、いつ、何に、どの位の金額が必要であるかといったところまでは、現時点では具体化しておらず反映していませんけれども、今後剰余金の推移を見て、適切なタイミングで必要な対応をとる際には、そこも踏まえてしっかりと検討していくことと考えています。

○長岡委員 ありがとうございます。

○小林委員長 ありがとうございます。ユーザーの利便性の確保ということからも、それを充足することも考えていくと、投資計画といいますか、システムの更新や、先ほど挙げたモジュール化といったことも非常に重要ですし、また剰余金も確保していくことが重要になってくると思います。

今、(1)と(2)について御意見をいただきましたが、検索外注や情報システムの調達に関する取り組みについても御意見をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

亀坂委員、どうぞ。

○亀坂委員 前回の発言とも重複してしまうのですが、日本の特許庁としてのさまざまな審査などの質を確保しなくてはいけないというのは、絶対的に必要なものだと私は考えます。システム開発は資料の13ページで示していただいているとおり、技術検証委員会という別の組織で検討していただいていると理解しておりますが、いずれにせよ、ここでは歳出入について議論するのですが、情報検索の外注、文献検索の外注や情報システムに関しては、本当に情報漏洩やサイバー攻撃にも耐え得るとか、検索の外注でも自信を持って外注できる先、安心して外注できる先に外注できているかということも気にしなければいけないと思うので、あくまで質は確保して、質を担保した上で外注やシステム開発を進めていただきたいと思います。

以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。クオリティーの部分とセキュリティーの部分の外注の考え方のようなものを答えていただけるとありがたいと思いますけれども。お願いい

たします。

○野仲調整課長 御質問ありがとうございます。調整課の野仲でございます。

まず外注についてですが、外注先を決めるときには、選定委員会という形で、外部の委員の方に入っていていただいております。その中で管理体制がしっかりしているか、それから品質も当然その評価点の中に入っているということで、価格点とあわせてそういうところもきちんと評価しております。

また、そもそも調査機関として登録するときにも、きちっとその要件を満たしているかを確認してございまして、定期的に監査等も行っておりますので、セキュリティー面の確認等もしっかりやっております。必要な要件は課しておりますので大丈夫です。

○小林委員長 前回、内製か外注かという話があって、今、御説明いただいたように、管理体制や選定にはすごく注意を払っているということもあるのですが、外部有識者からなる委員会などで担保しているということだと思っておりますが、特許庁としてもそこについてのいろいろな知見の蓄積も、最後のディフェンスラインとしてはないといけないのではないかと思います。その点はいかがでしょうか。

○野仲調整課長 ありがとうございます。今、御指摘いただいたように選定委員会で最終的に御判断をいただく部分があるのですが、セキュリティーの監査、毎年行っているものですが、これは特許庁としてきちんと、各登録調査機関の実施状況を確認しており、我々自らもその状況は確認しております。

○小林委員長 ありがとうございます。亀坂委員、よろしいですか。

○亀坂委員 はい。

○小林委員長 佐藤委員から御発言があるということですので、佐藤委員、どうぞお願いいたします。

○佐藤委員 ありがとうございます。先ほど、オンライン会議システムの問題で一回退出したりしてしましまして、大変申しわけありませんでした。

システムについては、開発の妥当性についてはいろいろな委員会等で取り組みがなされて担保されているところですが、コストの評価につきましては外製、内製という問題もあります。外注した場合に、例えば前回もベンダーロックインのお話等ありましたが、一者応札の状況等、そういったデータを開示して透明性を高める必要があろうかなと感じております。

1点、前に戻ってしまっていて申しわけないのですが、先ほどの料率のところでは1点だけ。

PCT のところで、資料にありますように大学の PCT の出願で、ここで若干値上げに対する負担があるという意見が53ページに示されております。事務局にお伺いいたしましたら、大学からの PCT 出願が2年間ぐらいで、2016年の1000件程度から1200件程度に増加したというお話も聞いております。こういったところは政策的観点からイノベーションの阻害にならないような仕組みづくりも必要かと感じておりました。すみません、順番戻ってしまいましたが、補足でございます。

以上でございます。

○小林委員長 今のは御意見ということでよろしいですか。

○佐藤委員 はい、お願いいたします。

○小林委員長 ありがとうございます。イノベーションを推進していくというのが、知財にとっては非常に重要なところですので、イノベーションを促進していくようなミッションは念頭に置かなければいけないなと思います。

土居委員からも御発言があるということですので、土居委員、お願いいたします。

○土居委員 私も少し前に戻ってしまうかもしれませんが、申し上げたいと思います。まず、ちょっと順不同ですが、料金弾力性についてお調べいただきありがとうございました。海外の事例なども含めて、大変参考になる情報だと思います。

料金の改定は恐らく今後、特許特会の財政を持続化するためにはやむを得ないのではないかと思います。そのときには先ほど長岡委員が御指摘されていたラムゼイ価格の発想は非常に大事な発想ではないかと思います。それは非常に重要な考え方ですので、今後、料金をどう設定するかというところで活用されるといいのではないかと思います。

それから、資料の10ページに中小減免制度のお話があります。確かに、中小減免制度はそれはそれとして制度は継続するべきだとは思いますが、一部の利用者に偏って利用されている面もあるというところは、何らかの利用件数の範囲を常識的な件数にとどめると。もちろん出願するのはいいんだけど、それこそ審査請求するのはいいんだけど、減免を適用される件数に制限をつけるというところは、常識的な範囲であっていいのかなと思いました。一部その発想でシミュレーションもされているようですが、そういう意味では、今後の検討に対してはそういう考え方も入れてもいいのかなと。

それから歳出の側ですけれども、先ほど来何人かの方がおっしゃっておられるような調達にまつわる部分の精査というのは、不断の努力として必要だと思いますが、電子出願受付バックアップセンターの廃止や、一生懸命努力をなさっておられるところは多とすると

ころだと思しますので、こういう努力を継続していくことと、さらに深掘りということになるとなかなか難しいという感じかなと思しますので、今後は費用対効果を考えながら、歳出をよりよく、お金を使うときにはよりよく使うという発想で臨んでいくことは必要かなと思えます。

私からは以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。やはりラムゼイ価格というのが重要な考え方ということですね。

それから中小減免について、審査請求料減免申請数のトップがすごいことになっているということですが、トップ20が書いてあって、上位のほうがサービス用機械器具製造業じゃないですか。この辺について、全体としてのバランスといいますか公平性の観点から、分析をもう少しお聞かせいただけますか、状況といいますか。

○糟谷長官 サービス用機械器具製造業の業界ではパテントプールを設けておられまして、そのパテントプールに各社の特許権を集めて、そのライセンス収入をそこで一回プールして、その権利に応じて配分をするということをやっておられると。その結果、権利の数をふやそうというインセンティブもあると理解をしております。それが多分、この特定の業界における出願の増加につながっているということだと理解をしております。

○小林委員長 ありがとうございます。この辺の分析といいますか、現状というのをもう少し情報をいただけるといいのかなと思えますが、いかがでしょう、どうでしょう。もう少し土居委員から、この辺の問題についてコメントいただければと思えますが。

○土居委員 私の意見としては、会社と言うべきだと思いますが、かなり多く使っておられる会社の一部に見受けられるということで、かつ業種も少し偏っている感じもあるので、確かに審査請求は必要だと思うのですが、それは減免する件数に制限をつけて、その件数を超えた部分については正規で払っていただくということにして——もちろん、減免は減免で常識の範囲内で中小企業に対する減免はあっていいと、制度として継続するべきだとは思いますが、ある一定以上の件数になると、さすがに恩恵が一部に偏り過ぎているということになって、ある種の不公平が生じるという面もありますので、常識を超える範囲という意味ですけれども、一定以上の件数については正規の料金を払っていただくという形にはいかがでしょうかというのが私の考えです。

○小林委員長 ありがとうございます。現状、中小企業に対する減免は確かに必要な措置だと思いますが、先ほど委員がおっしゃった社会通念上の常識の範囲で考えてみると、一

定の実態を明確に把握した上で、公平性の観点から、どういうものが必要なのかということとは考える必要があるのではないかという問題提起だと思います。

○糟谷長官 その意味で、去年の秋の基本問題小委員会でもこの議論をいただきまして、減免の対象とする件数に上限を設けるということで、検討を進めていきたいと考えております。

○小林委員長 必要なことだと思います。よろしく願いいたします。

ほかにかがでしょうか。

この料金体系についてはほぼ方向性が得られたと思います。ありがとうございます。

そうしましたら料金体系について御議論いただきましたので、17時25分から情報開示について議論したいと思いますので小休止をしたいと思います。よろしく願いいたします。

〔暫時休憩〕

○小林委員長 25分になりましたので再開したいと思います。

料金体系について、オブザーバーの方から御意見をいただいておりますので、いただければと思います。よろしく願いいたします。

知的財産協会の戸田様、よろしく願いいたします。

○戸田オブザーバー 日本知的財産協会の戸田です。発言の機会をいただきましてありがとうございます。3点ほどコメントをさせていただきます。

1点目は特許料ですが、資料1の38ページと39ページの料金変遷と件数推移及び、前回の資料になるのですが、特許権の収支の年代別推移が11ページにございます。このような資料を見ると2008年以降、特許料を3回値下げした影響が特許権の長期保有に結びついていると思われまます。企業のアンケートにもございましたように、総予算でマネジメントをしている企業が多いものですから、今回、特許料を値上げすると、保有件数を減らして出願のほうに振り向ける可能性も高いのではないかと思います。

先ほどイノベーション促進という観点での御議論がありましたけれども、一時的に特許料の歳入が減るかもしれませんが、長期的に見ると出願件数が増える方向に向かう可能性もあるのではないかと思います。イノベーションが促進されるわけであり、好ましいのではないかと考えています。

2点目はPCT出願ですが、御議論ありましたように大幅な引き上げが予定されていると思います。企業活動のグローバル化に対応して、大学のみならず、大企業も含めて、一層PCT出願に力を入れていくという方向はまず間違いないと思います。

そうした状況に鑑みると、料金を多少値上げしても一定の件数は出願していくと予想されますが、サービスの向上のような施策も併せて検討していただきたいと思います。

例えば、サーチレポートの品質の向上ですとか、タイムリーなサーチレポートの発送などが行われると、PCT 出願増加のドライバーになるのではないかという気がいたします。

3点目は、先ほど長岡先生からも御指摘がありましたように、商標登録・更新料についてです。資料1の40ページを見る限り、特に2008年以降、更新料を大きく下げてもほとんど登録件数に変化がありませんでした。企業ヒアリングの結果でも指摘されていますように、他人の不使用の商標が減るといのはよいことだと思われまので、思い切って登録更新料を上げてもほとんどが問題がないのではないかと思います。

以上3点、コメントさせていただきました。

○小林委員長 実務的な見地で非常に参考になると思います。ありがとうございます。

日本弁理士会の市川様、よろしくお願ひします。

○市川オブザーバー 日本弁理士会の市川です。発言の機会をいただきまして、どうもありがとうございます。私から2点ほど御意見をさせていただきたいと思います。

まず1点目が、資料の4ページから5ページにあります、御庁内のコストの固定費と変動費の分析がございますが、こちらの固定費の費用の削減も、今後も引き続き検討していただきたいと考えております。特に固定費の中に事業に関する費用が含まれているように見受けられます。事業を行っている以上、事業に関する費用についての削減を今後も御検討いただきたいと思います。また、情報システムの経費については、例えば他国の庁の費用も参考にしつつ、今後も削減を検討していただきたいと思っております。

2点目としまして、3つの項目の料金の設定に関する考え方についてですが、こちらの料金を値上げすると出願等に影響が出る可能性があるかと御指摘いただいておりますので、今後具体的な料金を検討する際には特許の維持、商標の更新、PCT 出願等への影響を考慮して検討していただきたいと思います。

また、適宜ユーザー等の意見を聞く機会を設けて御検討をいただきたいと思っております。

以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。重要な御指摘だと思います。

ほかにはよろしいですか。

日本商工会議所の清水力産業政策第一部副部長に御参加いただいておりますが、いかが

でしょうか。

今、ちょっと接続に不具合があるようですので、後ほどまた御意見等をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

それではもとに戻りまして情報開示について、資料2ですけれども、開示すべき項目、あるいはダッシュボードに加えておくべき項目等、御意見をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

亀坂委員、どうぞ。

○亀坂委員 私はスライドの13枚目が一番気になって、剰余金の管理、作成したグラフを出していただくのは、剰余金の状況を理解していただくために非常にわかりやすいと思います。

安定的に確保をすべき水準が赤で横線が引いてありますが、これは何に相当するののかというか、災害等不測の事態に対応するリスクバッファー等だけなのかなと思いました。これだと、これしか必要ないというふうに見えてしまって、例えば私がグラフをつくる立場でしたら、システム刷新経費と庁舎改修等経費、災害等不測の事態に対応するリスクバッファー等の3つを全部合計した金額を、線で示したほうがわかりやすいのではないかと思います。逆に、これだけ必要なんだというふうに誤解されてしまうとよくないなと思いました。

それから破線の点線はトレンドというか平均値なのかというのも、ちょっと確かめたいなと思いました。要するに、剰余金をグラフで理解しやすくするということは、非常に説得的でわかりやすいかなと、説明資料としていいように思うんですけども、もう少し詰めて開示したほうがいいのではないかなと思いました。

続けて14枚目のスライドですが、「過去の実績・予測との比較（特許）」と書いてありますが、これが当月の実績と前月の実績、前月比増減となっているのですが、普通にGDPの予測などを分析する場合、マクロ経済学の予測だと、まず季節性を考慮するんですね。季節変動も考慮した上で前年同期比何%増ととるので、季節性や何月にふえるという性質を持っていることに関して開示する場合には、季節性も考慮して開示したほうがいいかなと思いました。

何も分析しないでベタ打で出して一番わかりやすいのが、例えばですが新型コロナの曜日別感染者数などですね。カレンダーで月曜、火曜、水曜と曜日を書いて、どの週で何人というのがわかりやすいので、本当に一番わかりやすいもとの数値を出すのが一番簡単な

のですが、例えば2020年の4月から始まって1月から始まってもいいのですが、何月は何件というので、前年同月比で何%増などのほうがわかりやすいかなと思いました。

もう少しテクニカルなことをするのであれば、ちゃんと計量経済分析で月次データで、例えば最低60カ月の過去のデータからトレンドを予測するとか、ミーン・リバージョンなどを考えたりするという手もあります。

13ページのグラフも同様に、この例だと何年となっているので、何年と年単位で開示する場合は季節性は考慮しなくてもいいのですが、移動平均をとる場合も過去何年ととったりする。それから差をとって標準偏差をとって分布を推定して、95%以内の範囲に入るとか経済予測ではするので、13ページのスライドと14ページのスライドを、ぜひもう少し膨らませていただければと思いました。

以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。前回も出たのですが、剰余金というものの性格をもう少し強調しないといけないと思いました。そうしないと、今、亀坂委員からも御意見いただきましたが、作っていただいたものを読者がどういうふうを読むのかというところで問題が生じるかなと思いました。その辺は注意しないといけないのではないかと思います。

○亀坂委員 情報開示に際しては、歳入歳出で前年度剰余金いくらとなってしまうのと、ここを見ただけで「剰余金があるんだ」という誤ったイメージで見られてしまうのではないかと思います。これを見せるときもきちんと丁寧に、うちシステム刷新の経費がいくらで、うち庁舎改修等経費がいくら、うち災害等リスクバッファがいくらというふうに、こういったものを示すときにもきちんと内訳として、注でもいいのでしっかりそばにわかりやすく説明をつけていただかないと、せっかく資料を作成しても、また誤解されてしまう可能性があるのではないかなと思いました。

○小林委員長 ありがとうございます。

梶川委員、どうぞ。

○梶川委員 今、おっしゃられたことと私、ほとんど重複します。基本的になぜ、剰余金が必要なんだというところを、まず少しわかりやすく御説明をいただけるような開示というか、御説明資料が必要かなという気がします。

1回目もちよっと御発言させていただいたのですが、企業の今、内部留保がたまり過ぎていますねみたいな話のところも含めて、大体剰余金は資産サイドにある話なのか、企業

を見ている方は負債サイドは負債ではないんですね、僕らは会計なので貸方と。どちらにあるものかもわからない上に、実はファイナンスの事情制約があるので、自己資金で持っていなければいけないという大前提が、どこで御説明をされるかという部分があると思うんですね。

だから、下手をすると「そんなの借りればいいじゃないか」みたいなことで、これが公的な会計と私的な営利企業との違いもございますので、その辺をまずわかりやすい話で将来計画のために留保して、収支均等の特別会計を回しておられるということ、ちょっと易しい話として、まず冒頭に入れていただかないと、今もお話があったように、「800億円も余っているじゃない」みたいな話で、「そんなのまだため込む」のみたいな。

今はもうないですけれども、かつての特別会計に「お金、余っているんだよね」という話が、先ほどの2000億円だか何だかまでたまってくる前に財政的に、「このお金、特別会計に余っているね」みたいな話を誰か言い出す人がいるだろうし、それについて説明をわかりやすくしていただくということがあると思うんですね。

公的な資金の性格との関係もあるので、ファイナンスの時期と使うときがずれるわけにもいかないのでというところから話が始まっているところもあると思いますので、そこをぜひ、簡単に書いていただければなど。

○小林委員長 簡単でもすごく重要なことで、特許特別会計がどういうふうに運営されているのかということと、その中で、借り入れができない中、剰余金がユーザー志向でどういうふうに使われるのかということを理解していただくことが重要だと思います。ありがとうございます。

佐藤委員、土居委員、経団連の萩原様から御発言があるということですので、その順番でお願いしてよろしいでしょうか。

まず佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤委員 お願いいたします。私からは2点で、1点目は今ほどの議論と同じで、やはりメッセージ性をしっかりと織り込むことが必要だと考えます。毎年情報開示をすると伺っておりますので、その年に例えば料金の値上げがあったのであれば、その背景をしっかりと書き込むなどです。その際に、剰余金の関係などが、少し誤解を生じるのではないかという点は、御指摘のあったとおりですので、将来予想だけではなく、その背景をしっかりと書き込むことも必要かと思えます。

2点目は、最後にサマリー表があったらよいのではないかという提案です。各ページの

グラフ等は非常に見やすいのですが、最後は見開きで主要な数値の5年から10年のグラフではなくてローデータのサマリーで、歳入歳出だけではなく、業務運用計画に関する主要指標などの推移があれば、全体像をつかみやすいのではないかと思います。

以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。

土居委員、どうぞ。

○土居委員 私の意見はダッジボードに関連してですが——ダッジボードではないのかな。すみません、私の頭が整理できていないのかもしれないですが、情報開示に関連するところで、佐藤委員と別の審議会と御一緒しているのですが公会計の流れで、最近では個別事業のフルコスト情報を開示するという取り組みをこれから行っていこうと。それ以前は政策別コスト情報だったのですが、なかなか政策というくくりがどうか、計算の仕方が大変だとかいろいろあったので個別事業のフルコスト情報と。

たしか、私が見た限りだと、特許庁も平成27年に弁理士試験のフルコスト情報を掲載されておられたやに記憶しておりますが、このような形で少し計算の仕方は変わりましたが、体制は変わってなくて、人にかかるコストだとか業務にかかるコストだとか物件にかかるコストだとか、フルコスト情報をこの際、定義や計算方法は財務省の公会計室が示すべき算定方法を示すということであるのかもしれませんが、もし、そういう計算をなさったならば、それをあわせてこの流れの情報開示の中で御活用されて、どれだけコストがかかっているのかということ、予算決算の算出の見せ方だけではなくて、フルコスト情報という形でお示しになられると、この情報開示にも活用できるのかなと思いました。

以上でございます。

○小林委員長 ありがとうございます。多分、アメリカの特許庁はパテントといったものと別にフルコスト情報を出しているのだと思います。この辺は事業のくくりの問題もあると思いますが、情報開示としてはどうなのでしょう。事務局に振ってもよろしいでしょうか。

○齋藤総務課企画調査官 具体的にどの程度に細分化されたコスト情報とすべきか等、現時点で明確なお答えはできないのですが、アメリカの特許庁の開示物も見ていますので、そういったものや、今回、いただいた御意見を踏まえながらブラッシュアップしていければと考えております。

また、冒頭で亀坂委員からも御指摘いただいたダッジボードにつきましても、現状は

イメージというものでございまして、いただいた御指摘を踏まえて、13ページの点線自体は予測を指していますが、そういったところなどもより詰めて、分かりやすくしていきたいと考えています。

また剰余金の目的ですが、誤解が生じないような形で書いていければと考えてございます。

また、佐藤委員からいただきましたサマリー表につきましても、対応してまいりたいと考えてございます。

事務局からは以上でございます。

○小林委員長 ありがとうございます。具体的な数字が出てくると、数字がひとり歩きしたりしますので、慎重にしなければいけないということ、リーダーに正確に理解していただかないといけないこと、こちらが発信した情報が、正確に到達しないといけないということがあると思います。その辺は、もちろんわかりやすくビジュアル化するか、グラフィックス化するのは非常に重要ですが、そこは気をつけなければいけないと思います。

それではオブザーバーの方で経団連の萩原様、お願いいたします。

○萩原オブザーバー ありがとうございます。前はすみません、発言しようとしたら突然パソコンが落ちてしまいまして、大変失礼いたしました。御迷惑をおかけしたと思いますけれども、申しわけなく思っています。

私からはこの情報開示についてですけれども、わかりやすい情報開示は非常によろしいのかなと思うのですが、そのベースになる財務諸表というか財務表を、どのように開示していただけるのかが気になっております。

例えば、資料2の情報開示の4ページですが、基本問題小委員会的时候にも、今の財務情報の開示内容はこういう状況ですと見せていただいたのですが、正直申しまして非常に簡単というか簡潔というか、言葉を変えて言うと開示情報が少なすぎるというか、そういう感じがしているんですね。

わかりやすい資料を整理する、まとめて出すということのベースには、こういう財務諸表をどこまできちっと開示していくかということが大変大事だと思っています。特に料金値上げとなりますと、4ページに書いてあります損益計算書に対応する歳入歳出決算の概要というのは、例えば特許料等収入ということで、一まとめにして書いてあるのですが、料金値上げによって個々の料金が変わっていくわけで、それがどういうふうになったのかがわからないし、前年度対比もわからないという状況ですから、そういう意味で言うと、

この部分をいかに充実させていただけるかということ、官庁のいろいろな開示制約があると思うのですが、検討していただきたいと思います。

先ほど来、先生方からもおっしゃっていましたように、それぞれの勘定科目等についての注記も必要かなと思っておりまして、その辺も充実させていただければありがたいと思っております。

以上でございます。

○小林委員長 ありがとうございます。大変重要な指摘だと思います。これは例えばアメリカの特許庁ですと、セグメント別の情報を出しているのではないかと思うんですね。というのは、それぞれの特許料ですとかパテントですとか先ほどのPCTとか、それとは別に商標というところでどうなっているのかというのは情報を出している。これは我が国にとっては課題であります、いかにわかりやすく財務情報を出していくかということについては検討が必要だと思います。注記についてもそうだと思います。ありがとうございました。

それでは日商の清水様、お願いいたします。

○清水オブザーバー 私のほうから発言させていただきます。中小企業の減免制度につきまして、非常にありがたい制度だと思っております。ぜひ、今後も続けていってほしいと考えております。

そういうことではあるのですが、見直しがあつて料金が上がる方向にあるということは、これまでの御議論を聞いたりしておりますので、これは仕方がないのだろうなということなのですが、ただ、中小企業で知らなかったとならないように、周知をしっかりとお願いしたいと考えております。

なお、いただいている資料1の中に50件という件数があったように記憶しているのですが、50件という数は今後制度が見直されている中で、そこに焦点が当てられているのかどうかという感触をお聞かせいただければありがたいと思ったのですが、いかがでしょうか。

○小林委員長 お願いいたします。

○小見山総務部長 今、お触れになられたのは資料の中で中小企業減免の見直しによる効果の試算に50件を使っている部分についてだと思いますけれども、これはあくまで規模感を示すためだけに暫定的に書いたものでございまして、50件であるということが今、決まっているわけではございません。日商などの関係団体などのユーザーの方の声も聞きながら、適正なラインを今後決めていくことになるかと考えております。

○清水オブザーバー わかりました。ありがとうございます。

○小林委員長 ありがとうございます。

ほかに、情報開示について御意見ございますでしょうか。

いろいろな御意見をいただきましたが、リーダーにとってわかりやすいものであるということと、特許庁がどういう観点で、ユーザー視点で業務を行っているかということが伝われば非常にいいと思います。ありがとうございました。

それでは、ここでまとめてもよろしいですか。今、論点1、論点2の料金体系、情報開示につきましていろいろ御意見をいただきましてありがとうございます。皆様に感謝したいと思います。

それでは最後に、本日いただいた議論をまとめたいと思います。資料1の30ページに記載のとおり、年間150億円程度の増収となる値上げによって、400億円程度の剰余金を当面確保できるようにした上で、2030年代半ばまでに必要な投資経費が確保できるか推移を見る必要があるということでございます。

それから特許料について、累進率の考え方を維持しつつ全般的に引き上げる。今の考え方といたしますか、現状の考え方を基本的には維持しながら、公平性の観点も考えながら、引き上げの検討をすることが適切であるということでございます。

PCT手数料につきましては、諸外国の料金にも鑑みて、収支状況を踏まえた必要額に値上げをしていく方向で検討するということです。

特許に次ぐ主要部門である商標からも、投資経費やリスクバッファ確保のために相応の歳入を捻出する必要があるということでもあります。

システム開発について、特許庁の発注者能力を高める取り組み、あるいは外部有識者による監査の仕組み等をしっかりと実施して、しかもコスト削減の努力も継続しながら、必要な能力は確保しておかなければいけないということでもあります。

特に先行技術文献調査の外注等について、品質向上の工夫をしながら価格競争を導入してコスト削減を行っているということでもありますし、また特許庁自体もそれについても最終的なディフェンスラインとしてモニターをしているということですので、この取り組みを継続していただきたいということだと思います。

情報開示につきましてはいろいろ御意見をいただきましたけれども、わかりやすい方法、また先ほど財務書類につきましても、特許庁が何をやっているのかがわかるような形で開示をしていく。あるいは剰余金についても、剰余金の性格を理解していただいた上で、読

んでいただけるような工夫をしていかなければならないということであったと思います。

まだ全部をカバーし切れていないかもしれませんが、大変貴重な御意見をいただいたと思います。ということでよろしいでしょうか。

ありがとうございました。本日予定されております議事は以上となります。

最後に事務局からありますでしょうか。

○清水総務課長 本日の議事録については、委員の皆様には前回同様短期間での御確認をお願いする予定でございます。どうぞよろしく願いいたします。

また、次回第3回小委員会の開催が近づいてまいりましたら、また日程調整を行わせていただきます。よろしく願いいたします。

以上です。

○小林委員長 ありがとうございました。

以上をもちまして、産業構造審議会知的財産分科会第2回財政点検小委員会を閉会いたしたいと思います。

本日は長時間御審議いただき、貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

閉 会